

見積参考資料

四万十市

(金抜)

令和7年度 都盛（防安） 第1号
高知県 四万十市 右山

四万十消防署の移転に伴う建設予定地地質調査・解析業務 実施設計書

履行日数 120 日

令和 7年 5月 1日 積算単価適用
単価適用地区 幡多土木事務所 2 地区(中部地区)

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な委託費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて土木設計等業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

特記仕様書

第1条 共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県地質・土質調査共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 業務内容

- 1 本業務は、四万十消防署建設予定地（四万十市鶴右山地内）におけるボーリング調査等を実施するものである。
 - (1) ボーリング調査 オールコア 5本
 - (2) サンプリング 一式
 - (3) 標準貫入試験 N=250回
 - (4) 孔内水平載荷試験 N=1回
 - (5) 室内土質試験 一式
 - (6) 解析等調査 一式

第3条 打合せ等

- 1 地質調査業務の打合せ（対面）は、業務着手時、中間打合せ1回及び成果品納入時の合計3回とし、管理技術者と調査職員が行うものとする。

第4条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたいえ、
 - (1) 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
 - (2) 登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
 - (3) 完了時は完了後10日以内に、
 - (4) 訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。
 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
 なお、提出の期限は以下のとおりとする。
 - (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。

- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

第5条 管理技術者

- 1 次のいずれかに該当する者。
 - (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門で選択科目を「土質及び基礎」または応用理学部門で選択科目を「地質」とするものに限る）。
 - (2) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、登録部門を「地質部門」、「土質及び基礎部門」又は「〇〇部門」とする。
 - (3) 一般社団法人全国地質調査業協会が実施する地質調査技士の資格検定試験合格者。
 - (4) 大学・高専卒8年、高校卒10年、その他13年の地質（土質）調査、計測の実務経験を有する者。
 - (5) 他部門の技術士で、地質調査に関し5年以上の実務経験者。
 - (6) 地質調査業者登録規程第3条第1号のロの規定により国土交通大臣が認定した者。

第6条 調査等

- 1 ボーリングの位置については第1回打合わせ時に指示する。

第7条 成果品

- 1 提出する成果品は、下記のとおりとする。
 - (1) 地質調査報告書
 - (2) ボーリングコア
 - (3) 電子成果品
- 2 電子納品で提出されたデジタル写真について
 電子納品により引渡しを受けた成果品のデジタル写真については、担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。
 なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。
- 3 発注者は、業務完了後においても、受注者の責に帰すべき理由により成果物に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに受注者と協議のうえ、受注者に成果物の訂正、補足そのほかの措置を命ずるものとする。

特記仕様書

4 受注者は、業務完了後においても、受注者の責に帰すべき理由により成果物に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに発注者と協議のうえ、成果物の訂正、補正そのほかの措置を行うものとする。

第8条 検査

1 材料確認が必要な場合は、業務計画書に記載又は材料確認願を提出し、確認を得なければならない。

第9条 国土地盤情報データベースへの地盤情報の登録について

1 受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

2 受注者は、地盤情報の利用の可否について、協議等における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」（ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。）を記入した上で、検定の申込を行うこととする。

3 受注者は、検定が完了次第速やかに一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告しなければならない。

4 電子納品対象業務の場合は、検定完了データを成果品として納品すること。また、検定証明書（PDFファイル）を格納フォルダBORING/OTHSに格納すること。

第11条 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報等の取り扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。

なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。

参考) 個人情報保護制度に関するアドレス：

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

別記 個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取り扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所等の特定)

第4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

3 受注者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(従事者に対する教育)

第5 受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なけ

特記仕様書

ればならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託の期間
- (3) 再委託の相手方
- (4) 再委託が必要である理由
- (5) 再委託で取り扱う個人情報等
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
- (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- (9) その他発注者が必要があると認める事項

2 受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委託先
- (2) 再委託をする業務の内容
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
- (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
- (6) その他発注者が必要があると認める事項

3 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取り扱いに関する責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第8 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取り扱いに関する事項を明記しなければならない

。受注者は、発注者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

第9 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 受注者は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（提供の求めの制限）

第11 受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（複写、複製及び作成の禁止）

第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（個人情報等の適正管理）

第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録

特記仕様書

すること。

- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
 - (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
 - (4) 発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
 - (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
 - (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
 - (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
 - (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、発注者が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

第14 受注者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後

又は契約を解除された後において、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取り扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。

- 2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。
- 3 発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取り扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。
- 4 発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第18 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

- 2 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 3 発注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

特記仕様書

第19 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第20 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成17年8月26日高知県告示第598号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、発注者は受注者又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第21 受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

第12条 その他

その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
地質調査業務(一般)					
直接調査費					
機械ボーリング	式	1			明細表 第1号 成果市
カウンティング及び原位置試験	式	1			明細表 第2号 成果市
室内土質試験	式	1			明細表 第3号 成果市
解析等調査	式	1			明細表 第4号 成果市
直接経費					
国土地盤情報データベース検定費	式	1			明細表 第5号

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
間接調査費					
運搬費	式	1			明細表 第6号
準備費	式	1			明細表 第7号
仮設費	式	1			明細表 第8号
直接調査費 (電子成果品作成費(市場単価))	式	1			
間接調査費 (施工管理費(市場単価))	式	1			
間接調査費 (旅費交通費率分)	式	1			
直接業務費					
諸経費	式	1			
地質調査業務(一般)価格					

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査業務(解析)					
直接人件費					
解析等調査	式	1			明細表 第9号 成果市
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費(市場単価)	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			

明細表 第 1号
機械ホーリング

明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土質ホーリング φ66mm, 粘性土・シルト, オールコアホーリング, 50m以下, 鉛直下方	m	190			単価表 第 1 号
土質ホーリング φ66mm, 砂・砂質土, オールコアホーリング, 50m以下, 鉛直下方	m	25			単価表 第 2 号
土質ホーリング φ66mm, 礫混じり土砂, オールコアホーリング, 50m以下, 鉛直下方	m	30			単価表 第 3 号
岩盤ホーリング φ66mm, 軟岩, 50m以下, 鉛直下方	m	5			単価表 第 4 号
土質ホーリング φ86mm, 粘性土・シルト, ノンコアホーリング, 50m以下, 鉛直下方	m	5			単価表 第 5 号
土質ホーリング φ86mm, 砂・砂質土, ノンコアホーリング, 50m以下, 鉛直下方	m	5			単価表 第 6 号
1 式 当り					

明細表 第 2号
サウンディング及び原位置試験

明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
標準貫入試験 粘性土・シルト	回	190			単価表 第 7 号
標準貫入試験 砂・砂質土	回	25			単価表 第 8 号
標準貫入試験 礫混じり土砂	回	30			単価表 第 9 号
標準貫入試験 軟岩	回	5			単価表 第 10 号
孔内載荷試験(プレッシャーメータ試験・ホアホルンジャッキ試験) 普通載荷(2.5MN/m ² 以下)GL-50m以内	回	1			単価表 第 11 号
1 式 当り					

明細表 第 3号
室内土質試験

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土粒子の密度試験 3個/試料 材工共	試料	20			
土の粒度試験 沈降分析 ふるい分け含む 材工共	試料	20			
土の含水比試験 3個/試料	試料	20			
土の液性限界試験 4～6点/試料	試料	20			
土の塑性限界試験 3個/試料	試料	20			
1 式 当り					

明細表 第 9号
解析等調査

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
既存資料の収集・現地調査	業務	1			単価表 第 20 号
資料整理とりまとめ	業務	1			単価表 第 21 号
断面図等の作成	業務	1			単価表 第 22 号
総合解析とりまとめ 0~3種	業務	1			単価表 第 23 号
現況地盤解析(地盤液状化) 1 断面	業務	1			単価表 第 24 号
打合せ 中間打合せ:2 回	業務	1			単価表 第 25 号
1 式 当り					

単価表 第 3号

土質ボーリング

単価表

(1)

金額：

内容：φ66mm，礫混じり土砂，オールコアボーリング，50m以下，鉛直下方

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土質ボーリング(オールコアボーリング) φ66mm 礫混じり土砂	m	1.0			
	(1	m 当り)
*** 施工条件 *** ボーリング孔径 : φ66mm 土質区分 : 礫混じり土砂					
コアの採取 : オールコアボーリング ボーリング1本当りのせん孔深度 : 50m以下 せん孔方向 : 鉛直下方					

単価表 第 5号

土質ホーリング

単価表

(1)

金額：

内容：φ86mm，粘性土・シルト，ノコアホーリング，50m以下，鉛直下方

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土質ホーリング (ノコアホーリング) φ86mm 粘性土・シルト	m	1.0			
	(1	m 当り)
*** 施工条件 *** ホーリング 孔径 : φ86mm 土質区分 : 粘性土・シルト					
コアの採取 : ノコアホーリング ホーリング1本当りのせん孔深度 : 50m以下 せん孔方向 : 鉛直下方					

単価表 第 7号

標準貫入試験

単価表

(1)

金額：

内容：粘性土・シルト

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標準貫入試験 粘性土・シルト	回	1.0			
	(1	回 当り)
*** 施工条件 *** 規格 : 粘性土・シルト					

単価表 第 8号

標準貫入試験

単価表

(1)

金額：

内容：砂・砂質土

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標準貫入試験 砂・砂質土	回	1.0			
	(1	回 当り)
*** 施工条件 *** 規格 : 砂・砂質土					

単価表 第 9号

標準貫入試験

単価表

(1)

金額：

内容：礫混じり土砂

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標準貫入試験 礫混じり土砂	回	1.0			
	(1	回 当り)
*** 施工条件 *** 規格 : 礫混じり土砂					

単価表 第 10号

標準貫入試験

単価表

(1)

金額：

内容：軟岩

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標準貫入試験 軟岩	回	1.0			
	(1	回 当り)
*** 施工条件 *** 規格 : 軟岩					

単価表 第 11号

孔内載荷試験(フレッシャーマーク試験・ホールドジャッキ試験)

単価表

(1)

金額：

内容：普通載荷(2.5MN/m2以下)GL-50m以内

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
孔内載荷試験(フレッシャーマーク試験・ホールドジャッキ試験) 普通載荷(2.5MN/m2以下)	回	1.0			
	(1	回 当り)
*** 施工条件 *** 載荷区分 : 普通載荷(2.5MN/m2以下)GL-50m以内					

単価表 第 12号

資料整理とりまとめ

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
資料整理とりまとめ 直接人件費(直接調査費分)	業務	1.0			
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** ホールリング本数 : 5 本					

単価表 第 13号

断面図等の作成

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
断面図等の作成 直接人件費(直接調査費分)	業務	1.0			
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** ホールリング本数 : 5 本					

単価表 第 14号

資機材運搬

単価表

(1)

金額：

内容：クレーン付トラック2t積 2.9t吊，片道所要時間=1 時間

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	7.8			〇.〇(L/h)×2U(h)
運転手(特殊)	人	0.34			1/T(人/h)×2U(h)
トラック[クレーン装置付] 2t級 2.9t吊 (9)欄	時間	2			損料表(9)欄
トラック[クレーン装置付] 2t級 2.9t吊 (11)欄	日	1.0			損料表(11)欄
	(1	日 当り)
片道所要時間=1時間					
*** 施工条件 ***					
運搬機種		：クレーン付トラック2t積 2.9t吊			
片道所要時間(整数)		：片道所要時間=1 時間			

単価表 第 15号

特装車運搬(クローラ)

単価表

(1)

金額 :

内容 : 100m超300m以下

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特装車運搬(クローラ) 100m超300m以下 総運搬距離	t	1.0			
	(1	t 当り)
*** 施工条件 *** 総運搬距離 : 100m超300m以下					

単価表 第 16号

準備及び後片付け

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
準備及び跡片付け	業務	1.0			
	(1	業務 当り)

単価表 第 17号

調査孔閉塞

単価表

(1)

金額：

内容：

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査孔閉塞	箇所	1.0			
	(1	箇所 当り)

単価表 第 18号

足場仮設置・撤去

単価表

(1)

金額：

内容：平坦地足場，50m以下，嵩上げ足場(高さ0.3m超)

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
平坦地足場 嵩上げ足場(高さ0.3m超)	箇所	1.0			
	(1	箇所 当り)
*** 施工条件 *** 足場の種別 : 平坦地足場 ホーリング深度 : 50m以下					
足場の規格 : 嵩上げ足場(高さ0.3m超)					

単価表 第 19号

給水費(ポンプ運転)

単価表

(1)

金額：

内容：20m以上150m以下

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
給水費(ポンプ運転) 20m以上150m以下	箇所	1.0			
	(1	箇所 当り)
*** 施工条件 *** 水源までの距離 : 20m以上150m以下					

単価表 第 20号

既存資料の収集・現地調査

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
既存資料の収集・現地調査 直接人件費(解析等調査業務費分)	業務	1.0			人件費
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** ホールリング本数 : 5 本					

単価表 第 21号

資料整理とりまとめ

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
資料整理とりまとめ 直接人件費(解析等調査業務費分)	業務	1.0			人件費
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** ホールリング本数 : 5 本					

単価表 第 22号

断面図等の作成

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
断面図等の作成 直接人件費(解析等調査業務費分)	業務	1.0			人件費
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** ホールリング本数 : 5 本					

単価表 第 23号

総合解析とりまとめ

単価表

(1)

金額：

内容：0～3種

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
総合解析とりまとめ 直接人件費(解析等調査業務費分)	業務	1.0			人件費
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** 試験種目数 : 0～3種 ボーリング本数 : 5 本					

単価表 第 24号

現況地盤解析(地盤液状化)

単価表

(1)

金額:

内容: 1 断面

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1			人件費 1.0×割増率
技師(A)	人	2			人件費 2.0×割増率
技師(B)	人	1.5			人件費 1.5×割増率
技師(C)	人	1			人件費 1.0×割増率
技術員	人	2.5			人件費 2.5×割増率
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** 断面数 : 1 断面					

単価表 第 25号

打合せ

単価表

(1)

金額：

内容：中間打合せ:2 回

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	2			人件費
技師(A)	人	1			人件費
技師(B)	人	1			人件費
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** 中間打合せ回数 : 中間打合せ:2 回					

諸経費計算情報

単価適用年月日	令和 7年 5月 1日
単価適用地区	幡多土木事務所 2地区(中部地区)
■地質調査業務(一般)	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費(地質調査市場単価)	計上する
施工管理費(地質調査市場単価)	計上する
電子成果品作成費(弾性波探査業務)	計上しない
電子成果品作成費(地すべり調査)	計上しない
旅費交通費の率計上有無	計上する
安全費地域	計上しない
安全费率	0.00
まるめ区分	万円まるめ(業務価格100万円以上)
■地質調査業務(解析)	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合

